

## 大分県障害福祉サービス等情報公表制度実施要綱

### (目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第76条の3第1項に規定する指定障害福祉サービス等、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の18第1項に規定する指定通所支援、指定障害児相談支援又は指定入所支援（以下「情報公表対象サービス」という。）の情報の公表等について、必要な事項を定める。

### (実施主体)

第2条 障害者総合支援法第76条の3第1項及び児童福祉法第33条の18第1項に規定する対象事業者（以下「事業者」という。）に対し、指定障害福祉サービス事業者等に係る指定を行った知事とする。

ただし、市町村長（指定都市の長を除く。）から指定を受けた指定特定相談事業者が提供する指定計画相談及び指定障害児相談支援事業者が提供する指定障害児相談支援に係る情報公表の事務の実施主体は、当該市町村を管轄する知事とする。

### (基準日及び実施期間)

第3条 本要綱の基準日は毎年度4月1日とし、実施期間は毎年度4月1日から1年間とする。

### (報告の対象となる事業者)

第4条 障害者総合支援法第76条の3第1項及び児童福祉法第33条の18第1項の規定により、新たに情報公表対象サービスの提供を開始しようとする事業者（以下「新規事業者」という。）については、情報公表対象サービスの提供を開始しようとするときに報告の対象とする。

また、障害者総合支援法第76条の3第1項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（以下「障総則」という。）第65条の9の6並びに児童福祉法第33条の18第1項及び児童福祉法施行規則（以下「児福則」という。）第36条の30の2の規定により、災害その他知事に対し情報公表対象サービス等の報告を行うことができないことにつき正当な理由がある事業者を除き、本要綱で定める基準日より前において、情報公表対象サービスを提供している事業者（以下「既存事業者」という。）が報告の対象とする。

### (報告の項目)

第5条 本要綱に基づく報告の内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 新規事業者 障総則第65条の9の8及び児福則第36条の30の4の規定に基づき、障総則第65条の9の8別表第1号又は児福則第36条の30の4別表第2に掲げる項目

(以下「基本情報」という。)

- (2) 既存事業者 障総則第 65 条の 9 の 8 及び児福則第 36 条の 30 の 4 の規定に基づき、基本情報、障総則第 65 条の 9 の 8 別表第 2 号又は児福則第 36 条の 30 の 4 別表第 3 に掲げる項目 (以下「運営情報」という。) 及び障総則第 65 条の 9 の 8 第 3 号又は児福則第 36 条の 30 の 4 第 3 号に掲げる項目 (以下「経営情報」という。)

(報告の方法)

- 第 6 条 事業者は、独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム」(以下「公表システム」という。) を通じて知事へ報告することとする。ただし、公表システムを通じて報告できないやむを得ない事情がある場合については、文書等による報告も可能とする。
- 2 報告は年 1 回とする。ただし、法人及び事業所等の名称、所在地、電話番号、FAX 番号、ホームページ及びメールアドレスについて修正又は変更のあったときは、その都度、公表システムを通じて知事に報告を行うものとする。

(報告の開始日及び期限)

- 第 7 条 本要綱に基づく報告の開始日は、次の各号のとおりとする。
- (1) 新規事業者 指定を受けた日
- (2) 既存事業者 報告年度の 5 月初日 ただし、経営情報の報告は、事業者の毎会計年度終了後とする。
- 2 本要綱に基づく報告の期限は、次の各号のとおりとする。
- (1) 新規事業者 指定を受けた日から 1 か月以内
- (2) 既存事業者 報告年度の 7 月末日 ただし、経営情報の報告は、事業者の毎会計年度終了後、3 か月以内とする。

(情報の公表)

- 第 9 条 基本情報及び運営情報の公表時期は、次の各号のとおりとする。
- (1) 新規事業者 報告後 1 か月以内
- (2) 既存事業者 報告後 2 か月以内
- 2 経営情報の公表は毎年度行うものとする。
- 3 公表の方法は、インターネットによるものとする。
- 4 知事は、利用者等からの要請に応じて、紙媒体による情報提供、閲覧等を行うものとする。

(調査の実施)

- 第 10 条 知事は、公表を行うため必要と認められる場合には、障害者総合支援法第 76 条の 3 第 3 項及び児童福祉法第 33 条の 18 第 3 項の規定による調査を実施することとする。

(是正命令を受けた事業者に係る障害福祉サービス等情報の取扱い)

第11条 事業者は、知事から、障害者総合支援法第76条の3第4項及び児童福祉法第33条の18第4項の規定に基づく報告、報告の内容の是正又は調査を命じられた事業者に係る障害福祉サービス等情報について、知事の指示により、調査又は公表を行うものとする。

(苦情等の対応)

第12条 本要綱に基づく苦情等の対応窓口は以下のとおりとする。

| 機関名         | 所在地                        | 連絡先                                  |
|-------------|----------------------------|--------------------------------------|
| 福祉保健部 障害福祉課 | 〒870-8501<br>大分市大手町3丁目1番1号 | TEL 097-506-2745<br>FAX 097-506-1740 |

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。